

⑮「第一火曜日の会」のお知らせ

毎月第一火曜日は、笠間市友部社会福祉会館で講話やレクリエーション、研修会、お茶会などを行い、福祉を理解していただく日としています。ぜひ、ご参加ください。

日時 10月2日(火)午前10時～11時30分

会場 友部社会福祉会館 2階研修室

※車は友部小学校グラウンド側駐車場をご利用ください

内容 秋の「野の花」と「空き容器」を使って、生け花を楽しみます。

講師 成田恵子さん(笠間市まちづくり出前講座 お達者ランチ会ボランティア)

参加費 無料

問 笠間市社会福祉協議会
ボランティアセンター
Tel 0296-78-2626

⑯司法書士による「法律相談会」を開催

日時 10月13日(土)午後1時30分～4時

会場 社会福祉協議会 友部支所

※平成24年9月6日に発行しました「広報かさまお知らせ版」にて、「法律相談会」のお知らせをしましたが、会場に誤りがありました。読者の皆様ならびに関係各位にお詫び申し上げます。

【誤】会場 友部保健センター

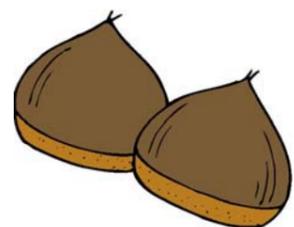
【正】会場 社会福祉協議会 友部支所

内容 相続・遺言書などについての講演(法律教室)

この後、相談会を行います。

主催 茨城青年司法書士協議会

問 司法書士 橋本亮 Tel 0296-77-6583



募集

⑰岩間図書館 「子ども読書フェスティバル 小学生“読み聞かせ隊”」を募集

岩間図書館では、11月10日(土)開催の子ども読書フェスティバルで、大型絵本を読み聞かせする小学生“読み聞かせ隊”を募集します。

対象 下記の日程に参加できる小学生

①リハーサル

10月28日(日)午前9時30分～正午

②子ども読書フェスティバル当日

11月10日(土)午後1時(集合)～午後4時(解散)

※フェスティバルの開催時間は、午後2時～午後3時30分です。

定員 8名～10名

内容 大型絵本の読み聞かせ

『おかしなかくれんぼ』(チャイルド本社)、『おべんとうバス』(チャイルド本社)の作品を、2つのグループに分かれて読みます。

※読み方などは、職員がアドバイスします。

募集期間 10月2日(火)～10月14日(日)

申込方法 岩間図書館の窓口または電話でお申し込みください。

※詳しくは、岩間図書館へお問い合わせください。

問 岩間図書館 Tel 0299-45-2082

NHKのデータ放送について

NHK水戸放送局では、市町村情報を掲載しています。

NHKテレビ(チャンネル1)のd(データ)ボタンから市町村情報をご覧になることができます。笠間市でも、観光情報を掲載していますので、ぜひ、ご活用ください。

茨城県内のお知らせ→市町村からのお知らせ→笠間市

問 秘書課(内線226)

⑱木造住宅の耐震診断を支援します!

市では、「震災に強いまちづくり」を推進するため「木造住宅耐震診断事業」を実施しています。

この事業は、一定の条件を満たす木造住宅の所有者が耐震診断を希望する場合、専門的知識を有する「木造住宅耐震診断士」を派遣して耐震診断を行い、木造住宅の耐震性能の確認や耐震化の意識の啓発を図ることを目的とした事業です。

診断概要 ①茨城県知事が認定した「茨城県木造住宅耐震診断士」を派遣します。

②建築物の耐震性を目視および建築時の図面により診断します。

※この診断は、あくまで耐震補強の必要性の有無について判定することを目的としています。

対象住宅 ①笠間市内にある一戸建ての木造住宅または店舗等併用住宅(床面積の2分の1以上が居宅であるものに限る)で、階数が2階以下かつ延べ床面積30平方メートル以上のもの。

②昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工し、建築されたもの。ただし、建築時において建築基準法に該当しなかった場合は除く。

(注) 建築年、建築概要が建築確認通知等で確認できること。

③在来軸組工法または枠組壁工法で建築されたもの。

(注) 丸太組工法(ログハウス)およびプレハブ工法などは対象外です。

※東日本大震災により被災した住宅で、り災証明書の判定区分で「半壊」以上の判定を受けた住宅は対象外です。

対象者 上記の対象住宅の所有者で、税金の滞納をしていない方

診断費用 個人負担 2,000円

募集期間 10月1日(月)～11月16日(金)(土日・祝日は除く)

募集戸数 30戸(定数を超えた場合は抽選)

受付場所 都市計画課(本所)午前8時30分～午後5時15分

申込方法 ご希望の方は都市計画課へご連絡ください。

※申込書は、市役所・各支所・公民館・図書館等に置いてあります。また、笠間市ホームページからもダウンロードできます。

※悪質な業者による勧誘にご注意ください。市から訪問や電話により、耐震診断を勧めることはありません。不明な点については、お問い合わせください。

申・問 都市計画課(内線588)

⑲「笠間市空き家等適正管理に関する条例制定」について皆様のご意見をお聞かせください

「笠間市空き家等適正管理に関する条例(案)」の制定に当たり、広く皆様のご意見・ご提言をお聞かせください。

実施期間中は、ホームページ、市役所本所・各支所、各公民館、各図書館で素案を閲覧できます。

意見の提出方法 氏名・住所を明記し、直接または郵送、FAX、Eメールで提出してください。書式は任意です。

案件名 笠間市空き家等適正管理に関する条例制定の解説

要旨 少子高齢化や東日本大震災の影響など、さまざまな要因により、市内にもたくさんの空き家が存在しています。この空き家が、適正管理されずに放置されると、生活環境が損なわれるばかりか、安心安全なまちづくりの妨げにもなります。市では、管理不全状態の空き家の未然防止と解消を目的として、「笠間市空き家等適正管理に関する条例」を制定します。

実施期間(意見提出期間) 10月1日(月)～10月21日(日)【21日間】

問・提出先 〒309-1792 笠間市中央3-2-1 環境保全課(内線124)

FAX 0296-78-0612 Eメール info@city.kasama.lg.jp